

■特定調達品目以外の地方公共団体「独自の対象品目」及びその判断の基準

都道府県	団体名	品目	判断の基準
北海道	北海道	①北海道認定リサイクル製品	①道が定める品質、環境安全性への配慮及び循環資源の配合率に関する基準に適合すること
		②北海道リサイクルブランド	②認定製品のうち、総合的に評価して、北海道らしく優れていると認める製品
		③道産木材製品	③森林認証をはじめ、合法性や産地が証明された道産木材製品
北海道	函館市	セロテープ、メンディングテープ、OPPテープ、梱包透明テープ	エコマーク、「エコ商品ねっと」掲載商品、グリーンマーク、バイオマスマーク、再生材使用
北海道	石狩市	印刷物_外部発注	環境ラベルの有無
青森県	青森県	コージェネレーションシステム	発電の際に派生する排熱を給油用・冷暖房用・融雪用の熱エネルギーとして利用することによりエネルギー効率を高めた熱電供給システム
青森県	弘前市	セロハンテープ	巻紙に適用 ※紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
宮城県	宮城県	軽自動車	基準値1：電動車等。基準値2：次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費（2020年度燃費基準達成）。
宮城県	仙台市	特定調達品目以外の品目	推進方針の中で、特定調達品目以外については、①環境ラベル表示品やエコ商品ねっと掲載品、②再生原料の利用等の環境配慮がある製品を優先的に調達する指針を定めている。
福島県	福島県	うつくしま、エコ・リサイクル製	認定商品であること
茨城県	取手市	食材・食品、日用品・雑貨等	環境ラベリング制度（エコマーク等）
栃木県	足利市	ボールペン替芯、セロハンテープ、プリンターラベル	優先順位1：グリーン購入法適合商品／エコマーク、優先順位2：「エコ商品ネット」掲載／森林認証材・紙／間伐材・紙／グリーンマーク
栃木県	栃木市	食材・食品	市内で栽培されたものであること。
埼玉県	埼玉県	容器入り飲料	(1) ワンウェイプラスチック製の製品および容器包装を使用していないこと。(2) 容器包装の返却・回収が行われること。
埼玉県	加須市	セロハンテープ	古紙パルプ配合率100%（巻き芯に適用）
千葉県	千葉市	サインペン、筆ペン、文書保存箱、個別フォルダー、セロハン	再生材を使用しているなど、環境に配慮した商品であること
千葉県	木更津市	食材・食品、日用品・雑貨等、体	環境ラベルの有無
東京都	東京都	別表のとおり	別表のとおり
東京都	昭島市	石けん・洗剤（手洗い用石けん、台所用洗剤、洗濯用洗剤）	次のいずれかを満たすこと (1) 合成界面活性剤を使用していないこと。 (2) 廃油、石けん、または動植物油脂を減量とした石けん液が使用されていること。
東京都	町田市	特定調達品目以外の品目	特定調達品目以外でも、エコマーク等の環境配慮マークの表示があれば適合品としている
東京都	国分寺市	色上質紙、色画用紙、セロファンテープ、文書保存箱、手洗い食器用洗剤	色上質紙、色画用紙：古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。セロファンテープ：再生材を使用していること。文書保存箱：古紙が含まれていること。手洗い・食器用洗剤：純石けん（固形又は液体）を使用すること。
神奈川県	横浜市	横浜市から排出される廃棄物を利用した再生材等の使用、かながわりサイクル認定製品	優先的な利用を推進する。
神奈川県	川崎市	かわさきCNブランド認定製品	上記認定製品
新潟県	五泉市	セロテープ	巻芯に古紙を含むもの
富山県	富山県	①溶融スラグを利用したアスファルト混合物	①加熱アスファルトの混合物の細骨材として、溶融スラグが一部使用されていること。
		②溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	②コンクリートの細骨材として、溶融スラグが一部使用されていること。
石川県	金沢市	野菜、米、カラス等防止ネット	野菜、米：金沢市内で栽培された野菜、米であること。
岐阜県	岐阜県	①文書保存箱	①国の基本方針における「文具類共通」の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用。
		②産業廃棄物処理	②産業廃棄物委託処理業者への引き渡しにあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、電子マニフェストを利用すること。
静岡県	静岡県	①納入印刷物	①国の役務の基準をベースに設定
		②雑貨類（トイレトペーパーな	②古紙100%
		③木製受注家具	③間伐材など、環境へ配慮した原料の使用

静岡県	浜松市	再生骨材等および再生材料を用いた舗装用ブロック類	浜松市溶融スラグ有効利用ガイドラインの適合品を判断の基準に追加
静岡県	函南町	食材・食品、体育用具（サッカーボール、バレーボール、バスケット）	国際フェアトレード認証ラベル（ボール類、コーヒー、紅茶等）、町内産（野菜、米）、県内産（緑茶）
愛知県	愛知県	A重油、エアゾール製品	①硫黄分（質量）が0.1%であること、②フロンが使用されていないこと
愛知県	岡崎市	うちわ	胸章（印刷用紙に係る判断基準を満たす用紙が使用されていること）
三重県	三重県	①県産材	①三重県の区域にある森林から生産された木材であること。また、その伐採に当たっては、森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。
		②認定リサイクル製品	②「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき、三重県認定リサイクル製品に認定されたものであること。
		③産業廃棄物処理	③産業廃棄物の委託処理業者への引渡しにあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、電子マニフェストを利用すること。
		④清掃資材	④揮発性有機化合物の含有量が、厚生労働省の定める室内濃度指針値以下であること。
三重県	亀山市	灯油・A重油	硫黄分の低いもの・LSA1号
滋賀県	滋賀県	ヨシ紙	琵琶湖のヨシを使用した紙であること
滋賀県	近江八幡市	広報誌	古紙パルプ配合率70%以上の用紙を使用すること。植物油インキを使用し、水なし印刷で印刷すること。
京都府	京都府	【公共工事】再生密粒度アスコン	再生密粒度アスコン：主に京都府内で発生するエコスラグを使用したアスファルト合材であること
大阪府	大阪府	文書保存箱他（大阪府グリーン調達方針参照）	大阪府グリーン調達方針参照 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/993/r8buppin.pdf">https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/993/r8buppin.pdf</a>
大阪府	大阪市	①紙袋	①古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		②けい紙	②古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		③下水汚泥溶融スラグ混合改良土	③（1）下水汚泥溶融スラグ（30%）と改良土（70%）を混合したものであること。（2）大阪市の下水道施設で発生した下水汚泥溶融スラグを使用したものであること。（3）大阪市建設局が承認するものであること。
		④下水汚泥溶融スラグと砕石を混合したコンクリート（捨てコンク）	④下水汚泥溶融スラグを細骨材に使用したコンクリートであること。
		⑤浄水汚泥を改良した園芸用土	⑤(1)大阪市水道局の浄水処理過程で発生する乾燥ケーキを改良した園芸用土であること。(2)施工時及び使用時に雨水等による有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。
		⑥環境配慮型道路照明	⑥高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。

大阪府	堺市	一般廃棄物溶融スラグ混入再生加熱アスファルト混合物、一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物	●品目分類「アスファルト混合物」品目名「一般廃棄物溶融スラグ混入再生加熱アスファルト混合物」、「一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物」【判断の基準】○一般廃棄物溶融スラグが骨材として含まれていること。○一般廃棄物溶融スラグの品質は、JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）の基準に適合していること。【配慮事項】○一般廃棄物溶融スラグは堺市のクリーンセンター臨海工場で製造されたものであること。
		一般廃棄物溶融スラグ、再生コンクリート砂（RC-10）	●品目分類「埋め戻し材」品目名「一般廃棄物溶融スラグ」【判断の基準】○埋め戻し材として、一般廃棄物溶融スラグが使用されていること。○一般廃棄物溶融スラグの品質は、JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）の基準に適合していること。【配慮事項】○一般廃棄物溶融スラグは堺市のクリーンセンター臨海工場で製造されたものであること。品目名「再生コンクリート砂（RC-10）」【判断の基準】○埋め戻し材として、再生コンクリート砂が使用されていること。○六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準に適合（0.05mg/l以下）していること。※環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づく溶出試験による。
		一般廃棄物溶融スラグ混入コンクリート2次製品、	●品目分類「コンクリート及びコンクリート製品」品目名「一般廃棄物溶融スラグ混入コンクリート2次製品」【判断の基準】○一般廃棄物溶融スラグが骨材として含まれていること。○一般廃棄物溶融スラグの品質は、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）の基準に適合していること。【配慮事項】○一般廃棄物溶融スラグは堺市のクリーンセンター臨海工場で製造されたものであること。
		一般廃棄物溶融スラグ混入舗装用ブロック	●品目分類「舗装材」品目名「一般廃棄物溶融スラグ混入舗装用ブロック」【判断の基準】○舗装用ブロックとして使用する一般廃棄物溶融スラグ骨材の品質は、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）の基準に適合していること。【配慮事項】○一般廃棄物溶融スラグ骨材は堺市のクリーンセンター臨海工場で製造されたものであること。
大阪府	吹田市	文具類「ボールペン替芯、事務用修正具（テープ）交換用カートリッジ、セロハンテープ、カッターナイフ替刃及び補充用のり（テープ）」	本体がグリーン購入適合品であること。エコ商品ねっと掲載品であること。エコマークやグリーンマークなどの吹田市環境物品等調達方針で定める環境ラベル認証製品であること。
大阪府	茨木市	会議用賄飲料、ポケットティッシュ、うちわ（、クリアファイル（クリアホルダー）、窓付き封筒（紙製））	生分解性プラスチックを除き、プラスチックを使用していないこと（代替製品が存在する場合に限る）とし、国が定めるプラスチック以外の「判断の基準」がある物品等については、その基準も満たすこと
大阪府	八尾市	文具類（フリクションペン替芯、セロハンテープ、メンディングテープ、OPP、透明梱包テープ、ファイルボックス、木工用ボンド）、印刷物（名刺、製本機やOCR装置を使用する通知書等）、役務（蛍光灯機能提供義務）、その他（紙コップ、紙皿）（、自動車（ゼロカーボン車））	調達方針に示した環境ラベルによる <a href="https://www.city.yao.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/259/green.pdf">https://www.city.yao.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/259/green.pdf</a>
兵庫県	神戸市	①公共工事（焼却灰入りアスファルト）	①下水汚泥を原材料として製造された溶融スラグを使用するものとし、混入量は、骨材配合比10%のものであること。再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。
		②公共工事（下水汚泥溶融スラグ混入境界ブロック）	②アスファルト合材であって、原料に再生材料（神戸市下水道汚泥を原料として、焼却灰化によって処理されたもの）が使用されていること。
		③バイオガス燃料	③公用車のバイオガス燃料はこうべバイオガスであること。
		④グリーン配送	④物品購入契約または物品賃貸借契約に基づき、本市の対象施設に物品を納入する際には、「神戸市グリーン配送ガイドライン」に従った措置が講じられていること。
岡山県	岡山県	文具類（バッグ等）、役務（イベント）	<a href="https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1027761_9933457_misc.pdf">https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1027761_9933457_misc.pdf</a>
広島県	広島県	登録リサイクル製品	リサイクル製品登録制度によって登録されたもの <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-recycle-seihin/syoukai.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-recycle-seihin/syoukai.html</a>
山口県	山口県	賞状入	再生紙又は再生樹脂等の再生材が使用されていること

愛媛県	愛媛県	①溶融スラグ混入アスファルト混合物	①加熱アスファルト混合物の骨材として、溶融スラグが使用されていること。
		②溶融スラグを使用したコンクリート二次製品	②コンクリート二次製品の骨材として、溶融スラグが使用されていること。
		③間伐材を使用した工事用バリケード	③バリケードを構成する板材・角材として間伐材が使用されていること。
愛媛県	内子町	①米、野菜、果物	①町内産又は県内産
		②堆肥	②町内産又は生ごみを原材料に含む
		③燃料（木質ペレット、BDF）	③町内産又は県内産
		④環境浄化微生物	④町内産
		⑤石鹼液、石鹼	⑤町内産かつ廃食油を原料にしたもの、または「エコ商品ねっと」に掲載された商品やエコマーク認証商品
		⑥サッカーボール、バレーボール、バスケットボール	⑥フェアトレード認証商品
高知県	高知県	名刺、木質ペレットストーブ、木質ペレットボイラー、木製型枠、FSC製品、野菜、果実、茶、米、「高知エコ産業大賞」の各賞を受賞した製品やサービス、高知県認定リサイクル製品	<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/greenkonvyu/file_contents/file_2026326410581_1.pdf">https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/greenkonvyu/file_contents/file_2026326410581_1.pdf</a>
福岡県	福岡県	(1)クリアブック、(2)名刺フォルダー、(3)用箋挟、(4)ペーパーバッグ	(1)(2)(3)(4)文具類共通判断基準。
		(5)携帯電灯	(5)携帯電灯→次のいずれかの要件を満たすこと。①一次電池を使用するものにあたっては、LEDを光源としていること。②手動等による自家発電式であること。③表に示された区分ごとの連続点灯時間を下回らないこと。
		(6)弁当販売	(6) 弁当販売→次の要件を満たすこと。①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。②繰り返し利用できる容器が使われていること。また、再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。③飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、以下の場合はこの限りではない。ア：再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境配慮低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の10%以上使用されている場合。イ：利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合。④ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供する全ての買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが10%以上使用されていること。⑤食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。
		(7)イベント運営	(7)委託契約等によりイベントの運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。①イベント参加者に対し物品を配布し、当該物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。③配布物及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。④イベント参加者に対し、イベントへの参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。ア. 公共交通機関の利用イ. マイバッグ、マイボトル、マイ食器等の廃棄物の発生抑制に資するものの持参。⑤飲食物を提供する場合は、次の要件を満たすこと。ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。ただし、以下の場合はこの限りではない。（ア）再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境配慮低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の10%以上使用されている場合。（イ）利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合。イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。
福岡県	北九州市	上塗用塗料	鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと
福岡県	福岡市	洗剤	動植物性油脂を原料とした石けん
佐賀県	佐賀市	色上質紙、画用紙、ケント紙、賞状用紙、ペーパータオル、文書フォルダー、ファイルボックス、文書保存箱、紙ひも、作業手袋（ゴム手袋）	グリーン購入手順書のとおり <a href="https://www.city.saga.lg.jp/main/2973.html">https://www.city.saga.lg.jp/main/2973.html</a>

熊本県	熊本県	紙紐、ポッシュバッグ、バイオディーゼル5%混合軽油（B5燃料）、瓦廃材等を含む再生盛土材（路床材を含む）、再生地盤改良材、コンクリート塊再生骨材、熔融スラグ骨材、石炭灰骨材、焼却灰固化骨材、フライアッシュを用いたコンクリート用混和材、再生路盤材、廃ガラス再生骨材等、コンクリート製品、再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品を除く）、再生材料を用いた舗装用シート・敷材、再生緑化基盤材	調達方針のとおり <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/305898.pdf">https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/305898.pdf</a>
鹿児島県	鹿児島県	事務用封筒	県のシンボルマーク入りの封筒については、竹パルプが配合されていること

■東京都の独自の対象品目は以下のとおり。

		セロハンテープ	【水準1】 ●【文具類共通】のとおり。ただし、①アの再生プラスチック割合は40%、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック割合は20%、①ウ（1）の古紙パルプ配合率は50%と読み替えること。 ●巻き芯には、再生紙を使用すること。
		プリンターラベル	【水準1】 グリーン購入法の紙製品の基準と同様
		クローズ表紙	【水準1】 グリーン購入法の基準のほか、表紙芯材板紙には再生紙を使用すること
		文書保存箱	【水準1】 古紙パルプ配合率80%以上であること。
		ボタン電池	【水準2】 水銀を使用していないこと。
		ビデオ、DVDレコーダー	【水準1】 ○以下の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成11年3月31日経済産業省告示第196号（ビデオレコーダーの場合）又は平成19年11月26日経済産業省告示290号（地デジ対応DVDレコーダーの場合）の判断基準（トップランナー基準）に示す値を上回らないものであること。  【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテ）を極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
		ジャー炊飯器	【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第62号の判断基準（トップランナー基準）に示す年間消費電力量（kWh/年）を上回らないものであること。  【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

		給湯(茶)器、温水器	<p><b>【水準1】</b></p> <p>①ヒートポンプ式電気給湯器（年間加熱効率が3.2以上のものに限る。）、ガス潜熱回収型給湯器又は石油潜熱回収型給湯器（それぞれエネルギー消費効率が90以上のものに限る。）であること。</p> <p>ただし、施設設備上の理由等により物理的に設置が困難な場合は、次のア又はイの基準を満たすこと。</p> <p>ア ガス温水器又は石油温水器の場合は、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第57号（ガス温水器の場合）又は平成18年3月29日経済産業省告示第58号（石油温水器の場合）の判断基準（トップランナー基準）に示す熱効率を下回らないものであること。</p> <p>イ 電気給湯器の場合は、通電制御型電気温水器であること。</p> <p>②ヒートポンプ式電気給湯器の場合、冷媒にフロン類が使用されていないこと。</p> <p><b>【水準2】</b></p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②製品の素材表示がなされていること。</p> <p>③部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。</p> <p>④鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB類、PBDE類ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。</p> <p>⑤再生プラスチック材が多く使われていること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
		ガソリン	<p><b>【水準2】</b></p> <p>成分の一部に適切な原料を使用したバイオガソリンであること。</p>
		自動車による運搬及び輸送（観光バスの供給契約を除く）	<p><b>【水準1】</b></p> <p>①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。</p> <p>②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NOx・PM法」という。）の対策地域内で登録可能な自動車であること。</p> <p><b>【水準2】</b></p> <p>①環境確保条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。</p> <p>②エコドライブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を受けた事業者であること。</p> <p>③冷凍車及び冷蔵車による運搬の場合、冷凍及び冷蔵部分の冷媒にオゾン層を破壊する物質が未使用であり、可能な限り地球温暖化係数が小さい物質が使用されていること。</p>
東京都	東京都	自動車による運搬及び輸送（観光バスの供給契約	<p><b>【水準1】</b></p> <p>「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。</p> <p><b>【水準2】</b></p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。</p>
			<p><b>【水準1】</b></p> <p>①ワンウェイプラスチック製品の使用を削減すること。なお、プラスチックを使用する場合の考え方は次のとおりとする。ただし、イベントの運営や利用者の飲食に支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>（1）リユース（飲食提供時の食器など）</p> <p>（2）再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものへの転換</p> <p>なお、（2）の場合の考え方は次のとおりとする。</p> <p>ア、グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。</p> <p>イ、グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p>

<p>イベントの運営</p>	<p>②プラスチック製品以外のものを調達する場合の考え方は次のとおりとする。</p> <p>(1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。</p> <p>(2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、主要材料が、木質の場合はア、紙の場合はイの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はイbの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>ア、 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>イ、 次の要件を満たすこと。</p> <p>a、 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>b、 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③イベントにおいて使用された物品については、可能な限り、リユースを行うこと。</p> <p>④イベントにおいて使用された物品の再生利用のためのシステムがあること及び、会場における分別の徹底などの取組が行われていること。</p> <p>⑤容器包装の過剰な使用を抑制するための取組又は来場者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組が行われていること。</p> <p>⑥イベント等の終了後、①～⑤を達成したことが確認できるもの（現物や写真等）を提出すること。</p> <p>⑦飲食を提供する場合に、提供する飲食物の量の調整や、食べ切り推奨の啓発などにより、食品ロスを削減する取組が行われていること。</p>
<p>ノベルティ等提供物の調達</p>	<p><b>【水準1】</b></p> <p>①ワンウェイプラスチック製品の使用を削減すること。なおプラスチックを使用する場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用すること。ただし、提供物の強度や耐久性、安全性などに支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、再生プラスチック素材を使用する場合の考え方は次のとおりとする。</p> <p>(1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の<b>【水準1】</b>を満たしている物品を調達すること。</p> <p>(2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>②プラスチック製品以外のものを調達する場合の考え方は次のとおりとする。</p> <p>(1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の<b>【水準1】</b>を満たしている物品を調達すること。</p> <p>(2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、主要材料が、木質の場合はア、紙の場合はイの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はイbの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>ア、 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>イ、 次の要件を満たすこと。</p> <p>a、 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>b、 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③容器包装の過剰な使用を抑制すること。</p>
<p>使用済小型電子機器等処理委託契約</p>	<p><b>【水準1】</b></p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①小型家電リサイクル法に基づき国が認定した事業者であること。</p> <p>②使用済小型電子機器等の収集若しくは、運搬又は再資源化を適正に実施し得る者であること。</p> <p><b>【水準2】</b></p> <p>なし</p>

	<p>植栽管理業務 (都が管理する施設内及び周辺等の植栽地(公園及び街路樹を含む。)並びに屋上緑化等の管理とする。)</p>	<p><b>【水準1】</b> 農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p><b>【水準2】</b> ①病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ②植替え等が生じた場合、地域の在来種や既存の植栽に配慮し、病虫害の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p>
	<p><b>【公共工事】</b>東京都環境物品調達方針(公共工事)特別品目参照</p>	<p>建設資源循環への寄与、廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化、他産業廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化、都内産の資材の活用、温室効果ガスの削減、環境影響物品の使用抑制、関係法令等の遵守</p>

■特定調達品目以外の地方公共団体独自の「判断の基準」

都道府県	団体名	品目	判断の基準
宮城県	宮城県	オフィス家具	基準値1：下記1又は2を満たし、かつ宮城県内で発生した廃プラスチックの再生材が、プラスチック重量の10%以上使用されていること。（主要材料がプラスチックの製品に適用）。基準値2：下記1又は2を満たすこと。1. エコマーク認定品。2. JOIFAグリーンマーク製品。
新潟県	新潟県	全ての品目	新潟県カーボン・オフセット制度に基づき発行されたJVER。または新潟県版J-クレジットを利用した物品。
栃木県	足利市	役務（印刷以外）	優先順位1：グリーン購入法判断基準、優先順位2：【食堂】ワンウェイ容器見直し検討【会議運営】紙容器飲料使用に努める等
埼玉県	埼玉県	容器入り飲料	①ワンウェイプラスチック製の製品および容器包装を使用していないこと。②容器包装の返却・回収が行われること。
埼玉県	さいたま市	自動車等、公共工事	【自動車等】本市では2009年からEV普及施策として公用車の電動化にも取り組んでおり、「公用車導入の基本方針」を独自に定め、車両調達の際は、一部の特殊な車両を除き原則リース、且つ、次世代自動車（特にZEVを優先）することとしている。【公共工事】本市の溶融施設において製造される溶融スラグ及び溶融スラグを利用した建設資材等は、特定調達物品として扱うものとする。
千葉県	千葉県	自動車等	千葉県公用車の電動車導入方針
東京都	町田市	特定調達品目	グリーン購入法上非適合品でも、エコマーク等の環境配慮マークの表示があれば適合品としている
東京都	国分寺市	自動車	次世代自動車であること。HVについては、低排出ガス車認定制度の基準に適合していること。
神奈川県	横浜市	コピー用紙（色付き）、オフィス家具等12品目、携帯電話等3品目、電気冷蔵庫等3品目、エアコンディショナー2品目、自動車、制服・作業服等4品目、ベットフレーム、食堂、庁舎管理、小売業務、会議運営	特定調達物品等（令和6年度）のうちグレー網掛けをした部分。
長野県	飯田市	全般	飯田市環境配慮型製品である「ぐりいいんだ」認定製品として認定を受けていること。「信州リサイクル製品」として長野県の認定を受けていること。
静岡県	静岡県	用紙類	森林認証を追加
愛知県	名古屋市	制服、作業服、帽子	綿を30%以上使用した製品については国際フェアトレード認証を取得していること。
大阪府	大阪府	自動車他	大阪府グリーン調達方針参照 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/993/r8buppinn.pdf">https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/993/r8buppinn.pdf</a>
大阪府	大阪市	印刷用紙	塗工・非塗工とも、カラー用紙については、判断の基準を適用せず、可能な限り古紙パルプ配合率の高い用紙を使用することとする。
大阪府	吹田市	すべての品目	GPNが提供している「エコ商品ねっと」に掲載されているものや分野や品目ごとに環境ラベルで示している。
大阪府	八尾市	八尾市グリーン調達方針の対象品目全て	調達方針に示した環境ラベルによる <a href="https://www.city.yao.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/259/green.pdf">https://www.city.yao.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/259/green.pdf</a>
兵庫県	神戸市	①文具類（窓付き封筒（紙製））	①窓部分に資源回収可能な不透明紙（グラシン紙等）を使用する場合は、不透明度を20%以下とする。ただし、特別な事情があり、窓部分に透明度の高いプラスチック製フィルムを使用する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
		②自動車等	②「公用車導入基準」及び「公用車導入基準運用細目」で区分に準じた判断基準を定めている。
兵庫県	加古川市	①コピー用紙	①カラー紙は対象外
		②シャープペンシル	②替芯は対象外
		③自動車	③各種環境基準を満たしたもの
島根県	島根県	舗装材など	<a href="https://green.shima-eco.net/system/index.html">https://green.shima-eco.net/system/index.html</a>

岡山県	岡山県	文具類（バッグ等）、役務（産業廃棄物処理、イベント）	<a href="https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/718729_9584486_misc.pdf">https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/718729_9584486_misc.pdf</a>
広島県	広島市	紙類・文具類・役務	折り鶴再生紙（本市に係るものに限る。）を用いたものは、判断基準の対象に含まれないものとする。
香川県	香川県	①全ての品目	①基準値1、2がある場合、県のガイドラインでは基準値2を満たすこととし、基準値1については設けない
		②印刷	②県ガイドラインでは、次の点について独自の基準等を設けている。  【県ガイドラインと国の基本方針との違い】 ・印刷発注の実態を勘案し、一部基準の対象を予定価格50万円以上のものと制限。 （国の基本方針の基準②、県ガイドラインの＜共通事項＞②） ・印刷物へのリサイクル適性表示を配慮事項に規定。 （国の基本方針の基準③、県ガイドラインの配慮事項①） ・オフセット印刷等の工程における環境配慮のための措置やその基準を規定していない。（国の基本方針の基準④、表2）
		③害虫駆除	③害虫等の発生・侵入を防止するための措置は契約に含んでいないため、配慮事項に規定。（基本方針の基準③、ガイドラインの配慮事項②）
		④クリーニング	④年間契約のみ対象であることを加筆している。（備考1に記載）
福岡県	北九州市	トイレットペーパー	コアレス（芯なし）タイプであること、シングル巻きであること
福岡県	福岡市	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	福岡市庁用自動車の環境配慮に関する導入基本方針に従う
佐賀県	佐賀県	一次電池又は小形充電式電池	機器に対応する充電式電池がない場合を除き、原則充電式電池を購入することとしている
宮崎県	宮崎県	紙類	間伐材が使用される場合にあっては、九州地域で流通している間伐材を原料としたものであること。

■東京都の独自の判断の基準は以下のとおり。

		塗料	<p>【水準1】</p> <p>①建築物内装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水性塗料であること。</p> <p>②建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料（溶剤系）であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、又は水性塗料であること。</p> <p>②構造物用（建築物内装用及び外装用を除く。） 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料、又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料（溶剤系）であること。</p>
		自動車 （乗用車）	<p>【水準1】</p> <p>燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、ハイブリッド自動車であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が150以下であること。</p>

東京都	東京都	<p>自動車 (その他自動車(※))</p>	<p><b>【水準1】</b> 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する低公害・低燃費車(以下、特定低公害・低燃費車という。)であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、九都県市指定低公害車であること。</p> <p><b>【水準2】</b> ①燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、ハイブリッド自動車であること。 ②エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が150以下であること。</p> <p>(※) その他自動車…貨物自動車、乗合自動車、特種自動車、軽自動車、乗用車で緊急車両、悪路で使用する車両など</p>
		<p>自動車用タイヤ 【バス・貨物等用】</p>	<p><b>【水準1】</b> ・更生可能な構造であること(第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。ただし、更生に適さない構造である場合は、製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p><b>【水準2】</b> ・走行時の静粛性の確保に配慮されていること。</p>
		<p>会議運営</p>	<p><b>【水準1】</b> ①ノートパソコン、タブレット等のICTを活用することによるペーパーレス化を行い、紙資源の削減を実施していること。ただし、会議運営上、紙の資料等を印刷又は配布する必要がある場合は、以下の要件を満たすこと。 ア. 適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙がグリーン購入ガイドにおける「1. 用紙」の基準を満たすこと。 イ. ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を作成する場合は、グリーン購入ガイドにおける「2. 印刷物」の基準を満たすこと。 ウ. 紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 ②会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ及びウォームビズ ウ. 筆記具等の持参 ③飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。ただし、会議参加者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。</p>